

別紙 1
実践授業

本校の実践授業の特徴は、一つは SHR というすき間時間をうまく使った手短だが頻繁に行う授業である。本年度はリーフレット 35 号分の指導を行った。すき間時間を使って情報モラル指導を行う生徒・保護者向け情報モラル教育用リーフレット「親子いいねっと！ニュース」を、年間を通じて発行すると同時に、リーフレットを用いて下記の通り実践授業を行った。

また、文化庁著作権教育教材「はじめて学ぶ著作権」を用いて実践授業を行った。授業形態は、通常の1時間授業およびSHR学年別・教材の提示の仕方を変えて指導の効果の違いを検討した。

1. 授業計画

授業番号	実施日	授業名	授業内容	教科科目	クラス	指導教員	教室	授業形態	備考
①	5月25日(火) 5限	「著作物の正体」	著作物の本質が見えたたら著作権意識も変わる	情報技術基礎	1年電子科	保田	教室	一斉	リーフレット 68・69・265号
②	11月12日(金) 4限 LHR	「はじめて学ぶ著作権」 シナリオ 壱: 「表現のちがい」	著作物で一番大切なこと・・・ 他人のまねをしないこと? 作者は何をかきたかったか、「作者の思い」に思いやりを持とう	工業情報技術	2年電子科	保田	教室	一斉 学校開放週間公開授業	リーフレット 249・250号, フリップスキー
③	11月12日(金) 5限	「はじめて学ぶ著作権」 シナリオ参: 「作品の価値」	上手に真似たらほめられるのはどんなとき、怒られるのはどんなとき?	工業電子情報技術	3年電子科	保田	視聴覚教室 プロジェクター 使用	一斉 学校開放週間公開授業	リーフレット 249・250号, フリップスキー ^{ット} , アンケート

2. 授業指導案

2-1. 授業番号①

(1) 授業名 :

「著作物の正体」 … 著作物の本質が見えたら著作権意識も変わる

(2) 本時の目標 :

著作物の本質は「作者の思い」 … 「無体物」であることを直感的に実感させる

著作物の進化を、無体物を何に固定するかの歴史という観点からとらえることによって、テクノロジーと著作物の関係性を理解させる。

(3) 授業指導案

	生徒の活動	教師の活動	備考
導入	プリントのリストの中から著作物と思うものを選ばせる。 なぜそう考えたか意見を述べさせる。	授業の目的を説明する。これまでの著作物の認識が変わることが大切であることを伝える。 リーフレットを配布し著作物と思うものを選ばせる。	リーフレット 68・69 号
展開	著作権法の制定目的はマネを防ぐことか。 選んだ著作物を著作権法の分類に従って分類する。 なぜそう思ったのか発表させる。 著作物がなぜ例示という形で示され	著作権法の著作物の定義を説明する。 また、著作権法の目的やその特徴について説明する。 法律の目的 著作物の公正な利用に留意しつつ、著作権の保護を図り、文化の発展に寄与すること。 著作物の種類を理解させる。	著作権法では他の法律と違って、

	<p>ているのか思ったことを答えさせる。</p> <p>何が著作物なのか質問に答えながら考える。</p> <p>①一冊の古本を半分に切り離したものは著作物と言えるか</p> <p>②その中の1ページを切り離したものは著作物と言えるか</p> <p>③さらに切り離して半ページにしたものは著作物と言えるか</p> <p>④さらに切って1行だけ残した紙切れは著作物と言えるか</p> <p>⑤さらに1行の字の部分と余白の部分を切り離したとき、余白部分は著作物と言えるか。</p> <p>それなら紙に書きつけられた文字が著作物なのか？</p> <p>詩人の詩を紙にコピーして売ったら著作権法違反になる。</p> <p>それでは、他人の詩を丸暗記して駅前で通行人に聞かせて料金を取ったら違法行為になるか質問する。</p> <p>「人の思い」の特徴について発表させる。</p>	<p>著作物を例示という形で示している。</p> <p>著作物が多岐にわたるため、例示という形で示していることを理解させる。</p> <p>＜書籍の著作物とは何か＞</p> <p>書籍の著作物は分厚い紙のことではないことを実感させる。</p> <p>どこで著作物ではなくなるかを考えさせることによって、書籍の著作物とは何かを理解させる。</p> <p>作者の思いが紙に書きつけられたものが書籍の著作物であると考えられる。</p> <p>＜著作物の本質とは何か＞</p> <p>詩やハリー・ポッターの小説のような書籍の著作物の本質は、紙ではない。暗記して他人に聞かせても、他人の著作物を無断で提供したことになる。</p> <p>著作物の本質・正体は、頭の中にあった「人の思い」であることを理解させる。</p> <p>＜著作物の本質＝「人の思い」＝「無体物」＝「情報」＞</p> <p>「人の思い」は「無体物」であり「情報」であることが特徴。</p>	<p>リーフレット 265号</p>
--	---	--	------------------------

	<p>形のない人の思いを、人にわかるように何に固定するか答えさせる。</p> <p>リーフレットのイラストで著作物の変遷を理解する。</p> <p>物が自分の所有物であることを他人に示す方法を聞く。</p> <p>有体物には名前が書ける。では無体物には？</p> <p>無体物である次の情報が、自分が作</p>	<p>「人の思い」が作者の頭の中にあるうちはまだ著作物ではない。</p> <p>著作物とは、形がない人の思いを有形に再現したものである。</p> <p>人の思いを何に固定するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙 . . . 書籍の著作物 ・録音テープ . . . 音楽の著作物 ・フィルム . . . 写真の著作物、映画の著作物 ・粘土 . . . 彫刻 ・ハードディスク . . . 書籍・音楽・写真・映画 <p>＜著作物の歴史＝何に固定するかの歴史＞</p> <p>著作物の歴史は、形のない「人の思い」＝「情報」を何に固定してきたかの歴史でもある。テクノロジーの進歩によって、著作物は大きく変化したことを理解させる。</p> <p>＜著作物の本質＝無体物の特性から生じる問題＞</p> <p>有体物が自分のものであることを示す方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名 ・自分が持つておく（「占有」） ・役所に登録する（登記） <p>「無体物が自分のものであることを示す方法は困難」</p> <p>①名前が書けない . . . 他人</p>	
--	---	--	--

	<p>つたものであることを示す方法を考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メロディー ・文章 ・イラスト <p>所有権を示すことは、「物」では簡単だが、「情報」ではなぜ難しいかを考えさせる。</p> <p>著作物のデジタルコピーにはどんな問題があるか質問する。</p> <p>インターネットは著作物にどのような影響をもたらしたか質問する。</p>	<p>の物を使っていてもわからない ②占有が難しい・・・他人に知られてすぐに情報が盗まれる</p> <p>「情報」は、人に使われやすいし、他人の物を使っていても発覚しにくいという性質がある。</p> <p><テクノロジーの進歩の影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ③簡単にコピーできる ④コピーしても品質が劣化しない ⑤インターネットで広く流通する <p>①～⑤の理由で、著作物の違法コピーがはびこる。</p> <p>インターネットは著作物の爆発的な流通をもたらした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作物の多様化 ・他人の著作物の利用の機会の増大 <p>その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が作家となって情報発信 <p>・・・昔は、情報発信は一部のプロの専門家に限られていた</p>	
まとめ	<p>なぜ他人の著作物を勝手に改編してはいけないのか。</p> <p>作者の「人格的利益」を守る。</p>	<p><著作権・・・人格的利益の側面></p> <p>作者が自分の思いを現したものには、意に反して変えられない。つまり、作者はこだわりをまもる権利が</p>	

	<p>なぜ無断でコピーしてはいけないのか 作者の財産的利益を守る。</p> <p>著作物の本質と、それに伴って起きる問題点を整理する。</p>	<p>ある。この点で、 著作権には人格権的側面がある 著作者人格権 ・・・ 翻案権・ 氏名表示権</p> <p>＜著作権 ・・・ 財産的利益の側面＞ 苦労して創作した作品が簡単に マネされないようにして作者の創 作意欲を守る。</p> <p>＜著作物の本質＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作物の本質は作者の思い=無体 物=情報である。 ・これを有形に固定したものが著作 物である。 ・無体物は所有者がわかりにくく、 違法コピーされやすい性質を持つ。 ・著作権は作者の人格的利益と財產 的利益を保護する。 ・テクノロジーの進歩は、すべての 人の情報発信を可能にし、著作物の 多様化と著作物の大量流通をもたら した。 	
--	---	--	--

2-2. 授業番号②

(1) 授業名 :

「はじめて学ぶ著作権」

シナリオ 壱: 「表現のちがい」(1時間授業)

著作物で一番大切なこと … 他人のまねをしないこと?

作者は何をかきたかったか、「作者の思い」に思いやりを持とう

(2) 本時の目標 :

絵が「似ている」、「似ていない」ということよりも、作者は何をかきたかったのか、という「作者の思い」が大切であることを、例を通じて実感として理解する。

話し合いによって他者との意見のちがいを発見し、自分の考えをまとめる。

著作権の基本は心の問題である。目の前にいない人への思いやりを持つことの大切さを理解する。

(3) 授業指導案

	生徒の活動	教師の活動	備考
導入	紙芝居を見る。	最初に、この紙芝居は何が言いたかったのか考えながら見るように伝える。 紙芝居を見せる。	A3版 紙芝居 登場人物の混乱を避けるため簡単な紹介
展開	ワークシートに意見を書く。 他人の意見を聞いて気づいた	シナリオ壱のワークシートを配る。 ①「3人の絵はよく似ていますが、3人の絵の違いは何だと思いますか?」 ワークシートに書かせる。 数人に意見を発表させる	シナリオ壱 ワークシート

	<p>ことを書く。</p> <p>ワークシートに意見を書く。 他人の意見を聞いて気づいたことを書く。</p> <p>ワークシートに意見を書く。 他人の意見を聞いて気づいたことを書く。</p> <p>ワークシートに意見を書く。 他人の意見を聞いて気づいたことを書く。</p>	<p>② 「ウッカリちゃんは、なぜ最後は無言になったのでしょうか？」 ワークシートに書かせる。 数人に意見を発表させる</p> <p>③ 「この出来事における問題点は何だと思いますか？」 ワークシートに書かせる。 数人に意見を発表させる。</p> <p>④ 「偶然に似た絵とまねて似た絵とではどこが違うと思いませんか？」 ワークシートに書かせる。 数人に意見を発表させる。</p>	
まとめ	<p>ワークシートに意見を書く。 他人の意見を聞いて気づいたことを書く。</p> <p>創作活動で大切なことは、「作者の思い」を尊重することであることを理解する。</p>	<p>④「今後あなたはどのようなことに気をつけていかないといけないと 思いますか？」 ワークシートに書かせる。 数人に意見を発表させる。</p> <p>絵が「似ている」、「似ていない」ということよりも、作者は何を書き たかったのか、という「作者の思い」が大切であることを説明する。 目の前にいない人への思いやりを大切にしよう。</p>	リーフレット 第 249・ 250 号

2-5. 授業番号③

プロジェクターを使用し、演劇部員のセリフ入りスキットを用いた1時間授業の例である。（3年生）

（1）授業名：

「はじめて学ぶ著作権」
シナリオ参：「作品の価値」

上手に真似たらほめられるのはどんなとき、怒られるのはどんなとき？

（2）本時の目標：

作品を真似されたり使われたりされた場合でも、作者が怒る場合と許してくれる場合とがある。作者の気持ちは作品の価値が認められたかどうかにかかっていることを理解させる。

（3）授業の指導方針

モナリザの模写や石膏のデッサンは、上手に真似れば真似るほどほめられる。一方で、うまくまねすればするほど怒られる場合がある。その違いがどのような理由なのか考えさせる。前者は技能の向上を目的として真似られる場合である。作品の価値が認められたから、みんなの模範として模写されるのであるから作者はうれしいはず。後者は作品の価値を認めていないから、勝手にまねってしまった場合であり作者は喜ばない。

まねするほど作品の価値を認めて作者の気持ちを大切にする証拠として、あなたは作者に対してどんなことをしますかと問いかける。先に使った後で許諾を求める場合と、あらかじめ許諾を求める場合とでは、どちらの方が作品の価値をより認められたと感じるか問いかけることによって、他人の著作物の作品の価値を理解させる。

リーフレット第249・250号を用いて著作物の正体について理解を深める。